

徳山ダム関連年表		(1995年から2008年10月まで)	
年	国・事業者等の動き	村や住民の関係・動き	運動の動き・他
1995	建設省中部地建が「徳山ダム建設事業審議委員会を設置」(12.20)		大垣市住民で「徳山ダム建設中止を求める会」を結成(12.25)。会員を募る。
1996	徳山ダム審継続。6月に公聴会(於:大垣&名古屋)。 名古屋市「利水の半分(毎秒3m3)返上」を表明(10.10)	集団移転地の一つ文殊団地の地滑り(住宅傾き)問題が表面化。	徳山村を訪ねる会に100余名参加(5.3)。ダム審に要望 大垣市スイビアセンター貸し出し許可取り消し事件(8.30)。岐阜地裁の仮処分決定にて使用。公開討論会「建設省との対話」第1回を開催(10.8 於:大垣市)
		「藤橋村騒動」がくすぶりはじめる。	水源開発問題全国連絡会第3回総会(11.23 於:大垣市)「徳山ダム建設をやめさせ、山の再生を求める11.24全国集会」・デモ(11.24 於:大垣市)
1997	徳山ダム審、「早期完成」答申(2.7)建設省中部地建、「建設省との対話」(6月8日予定)を拒否を通告してくる。	藤橋村・島中村長、公団等に122億円を要求。「ダムという迷惑施設を受け入れる見返り」。藤橋村で村長リコール運動開始。	「建設省との対話」第2回開催(2.16 於:大垣市)
1998	1971年の「確認書」の強制収用をしない旨の項を無視し、公団は土地収用法による事業認定を申請(5月)。 国交大臣、徳山ダム建事業を棄事業認定(12.24)	藤橋村村長選挙で島中村長再選、横山周導氏惜敗(3.1)。	揖斐川町で「シンポジウム 住民自治と地域振興」開催(2.14)。「住民自治と地域振興」
1999	公団、1ヶ月間の工事中断。それまでの調査結果をNACS-Jに解析委託。 公団、岐阜県収用委員会に採決申請(11.17) 仮締切工事強行(11.24)。公団、NACS-Jの意見書を拒否して、予定工期で工事を進めると発表。(12.10)		徳山村村民から土地の権利の一部の譲渡を受ける(7月)。土地トラスト(8月。118名)。訴訟を準備。 事業認定取り消し訴訟(行政訴訟)及び公金支出差止訴訟(住民訴訟)を岐阜地裁に提訴(原告57+43/3月)。原告団発足「3.14 ストップ徳山ダム」集会開催(3.14 於:大垣市) クマタカFつがいの育雛失敗を一般市民が明らかにする(6月)。12月NACS-Jが、「少なくとも3年間工事を止めて調査するべき」と意見書を出す(12.9)。 「徳山ダム強制収用NO! 12.11市民集会」(於:大垣)
2000	収用委員会開始(2.28)。本体工事起工式(5.23)		収用委員会への対応。大垣市の水道問題を追及。
2001	収用委員会の土地収用裁決取消し提訴(行政訴訟に併合)	公共補償協定変更(徳山村民には知らせず)。「ダム周辺の山林保全措置に対する費用負担制度」の対象となる。	徳山ダム裁判2周年集会(3.4)。徳山ダム裁判・行政訴訟証人尋問(3月~8月)
2002	水公団、藤橋村、岐阜県は公共補償協定変更に関する説明会を旧8集落ごとに開催	各集落で「反対」の旨を確認、公団・県に抗議する。	徳山ダム裁判3周年集会(3.10 於:大垣市)。西濃1市13町を訪問「徳山ダムの水は要るか?」(5月~8月)。明確に「要る」とした市町はゼロ。
2003	公団、1010億円増額発表(8月)。公団、水資源機構となる(10.1) 中部地整、河川法16条の2を無視して「治水計画の考え方」公表(12.13)。政府予算案には、旧来の事業費枠一杯しか盛り込まれず(12.20)。		堤体盛り立て0mを見学(6.7)。シンポジウム「徳山ダムは名古屋の問題」開催(7.12 於:名古屋市)。「徳山ダムをやめさせる会」発足。「やめさせる会」として、「撤退ルール学習会」(9.3)。事業監視委員会に意見書提出(10.6)、2県1市同時監査請求行動(10.17)。総選挙で候補者アンケートとその結果公表、「投票に行こう」行動(10月~11月).. 徳山ダム裁判第1審判決(12.26 敗訴→控訴)。
2004	木曾川フルプランエリア各県が需給想定調査を回答(利水は12m3/Sから6.6m3/Sに)(3.30)。 中部地整事業評価監視委員会「新洪水調節計画」承認(4.29)=河川法備忘。3県1市調整会議で2次アロケを決める(5.20)。 中部電力が杉原ダム中止を発表。電源開発が増額(+12億円)了承(5.31)。 木曾川フルプラン一部変更閣議決定(6.15)。岐阜県議会、徳山ダム債務負担行為592億円に同意。岐阜県、愛知県、名古屋市、水機構に費用負担同意を通知。徳水機構徳山ダム建設所の補償をめぐる不祥事、次々と発覚。処分者多数。堤体盛り立て完了。	大垣市荒崎地区住民、水害訴訟提訴(8.9)。この地域の洪水対策河川改修費を削って徳山ダム事業費に「移用」したことが判明。	「やめさせる会」、フルプラン部会に意見書提出(5.11)。 徳山ダム裁判控訴審第1回口頭弁論(7.13)
2005		公共補償協定変更-公有地化に対する急徳山村民の憤りが激しく表面化。	
2006	中部地整、木曾川水系河川整備基本方針・整備計画策定の準備行為をひそかに始める。水機構、試験湛水開始(9.25)。		「行政訴訟判決言い渡し、敗訴(7.6)→上告。「湛水していいの? 徳山ダム ~7.22大垣集会~」(7.22)。住民訴訟判決言い渡し、敗訴(8.31)→上告。大西暢夫写真展一僕の村の宝物 ~ジジババ徳山村物語(於:大垣) 01~02」 行政訴訟上告不受理決定(2.22)。「いま、徳山ダム導水路計画は?」市民学集会(於:名古屋/3.21)。
2007	木曾川水系河川整備計画基本方針・整備計画策定を正式に着手(3月)。 長良川に徳山ダムの水を流す「木曾川水系連絡導水路上流分割案」発表(8.22)		「市民学習会第2弾! ムダにムダを重ねる導水路」(11.24 於:名古屋)。住民訴 長良川市民学習会発足(12月)
2008	木曾川水系河川整備計画策定(3.28)。フルプラン一部変更閣議決定(6.3)。導水路事業、水資源機構に事業承継(9.4) 徳山ダム竣工式(10.11)		長良川市民学習会、朝日新聞岐阜県版に全面意見広告を出し(1.16)、岐阜市にて連続的に学習会をもつ。第1回(1.16)、第2回(3.23)、第3回(6.3)、第4回(10.15)。
			2008.9.7作成 2011.1.7 一部加筆